

保険薬局各位

令和6年6月3日  
市立伊丹病院薬剤部

市立伊丹病院院外処方せんにおける残薬調整について

平素より当院の院外処方せんを応需いただき、心より感謝申し上げます。  
市立伊丹病院院外処方せんにおける残薬調整について、減数調剤を原則とした上で、以下の基準に基づいたご対応の程、よろしく願いいたします。

① 院外処方せんに「保険医療機関へ情報提供」にチェックがある場合

院外処方せん、もしくは「残薬調整 服薬情報提供書（トレーシングレポート）」（薬剤部 HP に掲載）を用いて、残薬数、残薬が生じた理由、および次回診察時に残薬調整が必要である旨を記載し、薬剤部に FAX でご連絡ください。（原則として次回診察時に残薬の調整を行います。）

② 院外処方せんに「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェックがある場合

院外処方せん、もしくは「残薬調整 服薬情報提供書（トレーシングレポート）」を用いて、残薬数と残薬が生じた理由を記載し、疑義照会として薬剤部に FAX でご連絡ください。（薬剤部より、残薬調整の可否を返信いたします。）

③ 院外処方せんに「残薬調整可（事後報告必要）」の記載がある場合

保険薬局で残薬を確認し、残薬をご調整ください。調整後は、院外処方せん、もしくは「残薬調整 服薬情報提供書（トレーシングレポート）」を用いて、調整内容および残薬が生じた理由を薬剤部に FAX でご報告ください。（当院より返信は行いません。）

④ 院外処方せんに①～③の残薬調整に関わる指示はないが、保険薬局が調剤時に残薬調整の必要性を認めた場合

- 1) 原則は次回診察時の対応となるため、①に準じた情報提供をお願いいたします。
- 2) 当日中の対応が必要な場合、②に準じた疑義照会をお願いいたします

なお保険薬局における残薬調整の日数について、院外処方せんの使用期限や緊急の事態を考慮し、次回診察日から1週間程度の余裕をもって調整をお願いいたします。